

入間市個人情報の保護に関する法律施行条例 制定要旨

1 経緯

デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることから、個人情報の適正な取扱い等について、個人情報保護と適正な活用を確保するために、国等の機関、民間及び地方公共団体等における共通ルールとして令和3年に個人情報保護法改正法（以下「改正法」という。）が公布されました。

これまで、国は行政機関個人情報保護法、民間事業者は個人情報保護法、地方公共団体は各条例という形で、それぞれの異なる法令に基づき個人情報保護に関する取り扱いを規定していました。その結果、国や地方公共団体間での規定の相違により、法制上の不均衡・不整合が生じてきたため、あらためて「個人情報の保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールが改正法で規定され、その所管を国の個人情報保護委員会に一元化されました。

今回の改正により地方公共団体は改正法の適用を直接受けることになったことから、令和5年4月までに現在の条例を廃止し、新たな条例を制定する必要があります。

また、これまで条例で規定していた主な個人情報保護に関する規定は改正法に規定され、新たに制定する条例は、改正法の施行に関して必要な事項を定めることとなるため、本条例を提案するものです。

2 条例の主な規定内容

本市では改正法の施行に関して必要な事項を次のとおり条例に規定します。

(1) 制定内容

①趣旨

趣旨として改正法の施行に関し必要な事項を条例で定める旨を規定します。

②地方公共団体の機関の定義

地方公共団体の機関から議会が除かれたことに伴い、実施機関を規定します。

③開示請求に係る手数料に関する規定

現行制度と同様に、手数料を無料として、実費のみ徴収することを規定します。

④情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問に関する規定

個人情報の取得、利用、提供等の例外的な取扱いに関する審議会での審議は不要となることから、制度全般に関する事項の審議を行う旨の規定をします。

⑤その他必要事項を実施機関が別に定めることに関する規定

この条例の施行に関し必要な事項は実施機関が別に定めることを規定します。

3 施行日 令和5年4月1日